

## 政治と市場経済の間、または、不協和音の交響曲

——一九五七年ヨーロッパ経済共同体条約、一九六二年行動綱領、一九八六年単一ヨーロッパ議定書に映し出されたもの——

クヌート・H・ヴオルフガング・ネル 著

小川浩三 訳

- 一 構成原理としての不一致…ヨーロッパ経済共同体条約
  - 二 計画化の構成要素
  - 三 ヨーロッパ委員会の行動綱領とエアハルトのストラスブール挑戦演説
  - 四 決してそんなに単一ではない単一ヨーロッパ議定書
- 一 構成原理としての不一致…ヨーロッパ経済共同体条約

第二次世界大戦後、ヨーロッパの諸国民は——まさに世界的意義をもつとってよい出来事を論じようとしているのだが——根本的なジレンマの前に立たされていた。一方で、この何世紀かの戦争によつてガタガタになったヨーロッパ大陸を、いわゆる「永遠平和」というカント的空間に作りかえる必要があることは、何人も疑いはしなかった。他方で、愛着がわいてきた国民国家に、その煌びやかさと憧れすべてに——最終的に——別れを告げることを、同様

に何人も望みはしなかった。次いで、平和という大きな目標のためだけでも、国民の主権から派生する諸権利を放棄し、この放棄したものを材料として「ヨーロッパのため」だけの建造物を建てなければならなくなったとき、それぞれの参加国にとって、自分のために自国内で実現しようとしてきた正しい秩序についてのイメージをこの新しい建造物にも移そうと努めることが、最もわかり易いことであつた。その後の状況の変化の結果——とりわけ、防衛および政治レベルのヨーロッパ共同体を作る諸プランが失敗に終わったあと——、共同体を作る努力を集中できる領域があるとすれば、それは経済しかないということがはつきりしてきたとき、当然のことながらさまざまに異なるイメージが経済とその秩序に結び付けられ、その結果、後に実際に生じたように、全体的に見ればこの差異はほとんど和解できないうちになつてしまつた。すなわちその対立とは、設立しようとしている経済共同体が政策レベルの企てなのか、それとも、基本構想からの企てなのか、そのどちらを優先するのか、仮に基本構想を優先するというのであれば、市場経済という構成原理は指導的役割を果たすべきなのか、そうでないのか、といった対立であつた。この種の大きな企画の場合にしばしば行われるように、結局この対立は、さまざまな意図を条文にする段階になるや、条文の文章をたくみに作り上げることで、直接決着は付けられず、さしあたりは隠蔽され、その先のことは全て、当局、裁判所としてとりわけ学者による解釈に委ねられることになつた。

(a) 部分統合か共通市場か

しかし、構想的・市場経済的な見通しが成功を収める希望を始めからもつことができたとすれば、それは、経済的結合が特定の分野に限定されない、当時の見出し的な言い方をすれば、単なる部分統合を目指そうとするのではない場合<sup>1</sup>だけであつた。この部分統合の道を優遇したのは関係国の中ではフランスであつた。それは当初、ベルギーによつ

て支持され、ドイツでは各省の間で合意ができるまでは、ボンの外務省によっても支持された(一九五一年以降ヴァルター・ハルシュタイン (Walter Hallstein) 「元々は、ドイツの法学教授であったが、その後外務次官となり、ヨーロッパ経済共同体の設立に尽力し、その後初代のヨーロッパ経済共同体委員会委員長を務めた。ヨーロッパ統合の功労者」が次官になってから)。モデルとして念頭にあったのは、一九五一年に設立されたヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体 (Europäische Gemeinschaft für Kohle und Stahl)、鉱山同盟であったが、これは周知のように当時最も切迫していた政治の産物であった<sup>(2)</sup>。政治的重要性においてほんのわずかに劣るその他の分野として、エネルギー経済および運輸交通が、その後はさらに原子力産業が議論されていた。制度的には、鉱山同盟の監督官庁の権限を拡大するか、それとも、分野別の新しい官庁を設立するか、という提案がなされた。この分野別の手法にドイツ側で戦いを挑んだのは、とりわけ連邦経済省であった(大臣ルートヴィヒ・エアハルト (Ludwig Erhard)、経済政策局長、社会的市場経済構想の「父」、アルフレート・ミュラー＝アルマック (Alfred Müller-Armack) を擁する<sup>(3)</sup>)。部分統合は、その後、内容および制度の面から見て完全に実現したのは、ヨーロッパ原子力共同体 (Euratom) を作った原子力産業だけであった。分野別・体系的な規律は、その後さらに以下でもっと立ち入って考察するヨーロッパ経済共同体設立条約 (EEC条約) の農業および交通に関する章にも認められる。

部門を越えた経済の統合、「共通市場 (Gemeinsamer Markt)」<sup>(4)</sup>は、すでにヨーロッパ政治共同体といったものを作るプロジェクトが念頭においていた。経済全体への方向性は、まずはオランダ (外務大臣 J.W. バイエン (Beyen) に代表される) およびドイツ、もっと正確に言えば経済省の官僚たち (とりわけ、ハンス・フォン・デア・グレーベン (Hans von der Groeben)) によって支持された<sup>(5)</sup>。最後にフランスは譲歩した。それはたとえば、一九五五/五六年に

行なわれたメッシナ会議で設けられた政府代表委員会 (ベルギーの政治家 P.H. スパーク (Spark) が議長) の交渉から見て取ることができ<sup>6)</sup>。この交渉の結果は、「代表団長たちの外務大臣たちへの報告書」に書き留められ<sup>7)</sup>、この報告書が今度は EEC 条約正文作成のための基礎となった。この条約では、共通市場は、後の呼称では四または五つの基本的自由として、「共同体の基礎」という表題の下に——際立つて高い——場所を占めている。

(b) 機能的統合か制度的統合か

今まさに説明した意味での方法の問題——部門別の処置か、それとも経済全体におよぶ処置か——は、ヨーロッパ全体で議論されていた。次に言及する論争は、ほとんどもっぱらドイツの諸機関だけを巻き込むものであった。この論争は、機能的統合か制度的統合かという対になる見出し語で表された。「機能的」の背後には、最終的には市場経済の理念が隠れていた。市場経済ならば、——他の何ものもその本性と論理に対応しないであろうが——自ずから統合的に作用するものであり、統合に向かつてまっすぐに進むべく決められているのであり、何も大騒ぎすることなく全てを実現できるであろう。市場経済の原理に基づく共通市場であれば、必要なはまさに共通市場を保護する制度だけである。この方向は、経済省のトップで、すなわちエアハルトとそしてある程度まではミュラー＝アルマックによって主張された。これに対して、経済省の専門部局では、そしてこの問題では外務省も彼らと歩調を合わせた<sup>8)</sup>、鉱山同盟の機関が、これから設立される共通市場にとっても模範になるという考えであった。ただし、その権限は、——対外的には——過度の保護主義の弊害をもたらすことができず、——対内的には指導主義、計画経済、規制の弊害をもたらすことができないように、限定されなければならないと言われていた。ドイツの外では、制度的方向性はほとんど問題なく認められていた。問題は、その先で、とりわけ超国家的な機関がもつ権限と制度的に整備された政

府間交渉で決定すべき権限との間の線引き、したがって、E E C条約で規定することになる各国政府から独立の機関、特にその後ブリュッセルに置かれた委員会にどれだけの権限を与えるか、そして、加盟国政府がどこまで権限を保持するかであった。この問題で、閣僚理事会が選んだのは、皮肉なことに、国家主権を尊重し、原則的に市場経済を目指すという方向性で、思いがけない合意であった。<sup>9)</sup>

(c) ヨーロッパ経済共同体設立条約の矛盾

交渉の成果、一九五七年ヨーロッパ経済共同体設立条約<sup>10)</sup>からは、経済秩序の類型論から観察すれば、二義的とまでは言わないとしても、二つに引き裂かれているというイメージが出て来る。この判断は、条約がこの点に関しては意識的に不完全な規律として、断片として理解されたということを考えても、何も変わらない。すなわち、経済秩序に関して、構成国がもっている構想や現実の違いには、少なくとも当面は触れないでおこう、<sup>11)</sup>条約の内容に矛盾する部分があればそれでよい、という理解だったのである。こうして、ある国は、市場経済に優位を認め（たとえば、ドイツ）、別の国は組織された経済手法に優位を認める（たとえばフランス）ということが可能であった。ところで、E E C条約自身の中にも両方のスタイルが並存しており、それらの間で体系的につじつまを合わせようということはなかった。この条約の編別、もっと言えば「共同体の基礎」という表題の「第二」編をちよつとのぞいて見れば十分である。この編には、四つの部があり、第一部は「自由な商品流通」という表題で、この部分は全体の出发点、関税同盟を規律している。第二部は農業を、第三部は居住移転の自由ならびにサービスおよび資本の自由な流通、第四部は最後に交通運輸を取り扱っている。容易に理解できるように、第一部と第三部は市場経済的であり、第二部と第四部は組織経済的な内容である。市場経済の試金石と考えられるのは、一般的には、どの範囲まで競争の自由が認められるかであ

る。この点では、競争の自由が〔第二編〕「共同体の基礎」ではなく、〔第三編〕「共同体の政策」のところで始めて出てくるという状況にあまり大きな意味を与えてはならないであろう。市場経済のアイディアからおよそ出て来ないのは、市場経済の私法上の構造を考えてみれば分かるように、所有権法についていかなる態度表明もしないということである。<sup>(12)</sup>これによって、基幹産業または銀行の社会化（たとえばフランスで行なわれたように）に必ずしも反対するものではないことが、表明されたのである。

(d) EEC 条約に対する矛盾する評価

この二つの光源があるとわかれば、EEC 条約のその他の条文を吟味することは、苦もないことである。二つの重力が重なれば、不安定なちらちらした光を生み出すように、市場経済の原則と政治指導の原則——その保護と支配から組織された経済部門が自由になることは決してないであろう——が並存することによって、この条約が〔市場経済か組織経済か〕どの類型に入るかを確定的に決めることはできない。同じように条約の解釈も、どの経済類型に入るのかとか、経済の全体秩序についての政策とか、あるいは経済憲法〔経済の基本秩序〕は何かといったことが問題にされる場合には、いろいろと変化している。そして、こういった問題に対する答えも、往々にしてその答えがどこから出てくるかによって左右される、すなわち、自由主義経済論者か、コーポラティスト〔労使協調論者〕か、評論家か、その他の所属の人かによって異なる。<sup>(13)</sup>中立的だとか、あるいは混合システムだとか言われることも珍しくないが、しかしそれはほとんど説得力がない。少なくとも、部分について記述し、これらが混合していると言うだけで、それらの間を全体的に纏める関係を明らかにしないものは、説得力に乏しい。少なくともドイツの論者の中には、市場経済の要素を強調し、それにはほとんど広まってゆく力があり、実際にそのように働くのだということに託す者も珍し

くない。それは、条約そのものについて論ずる場合だけでなく、若干のEEC構成国の状況を論ずる場合にも言われ、さらにこれらの国々では市場経済に反する構成要素が刈り取られ、新しい秩序イメージさえもできるかもしれないと語られる。この新しい秩序イメージは、目指している「経済政策の接近」<sup>(1)</sup>がある程度達成されれば、さらに共同体に役立つことになる、というのである。これは、市場経済のエンテレケイア〔活力〕の定理とでも言うことができるが、その根拠を求めるとすれば、EEC条約の中にある、もちろん十分に安定的で信頼できる市場経済的部分（その主観的で法的主張を可能にする解釈も加えて）に見出されるであろう。

## 二 計画化 (planification) の構成要素

ヨーロッパ経済共同体設立条約では、構成国の国民経済がいつか——近い、または、遠い将来において——統合されるとして、それがどの秩序イメージで作り上げられるべきかについて、まだ決定されていなかった。それまでの歴史の流れで、フランスとドイツの秩序類型が可能な選択肢として主として問題になった。その意味は、たしかにあれこれの模範を一つ一つ模写するという意味ではないが、とはいえこれから形成されてくるアマルガム〔混合物〕、あるいは、きちんとした構造をもった秩序——それができれば、最終的にはドイツとフランスの両モデルから離れて、本物の自立的な構造物ということができるようなもの——になるかもしれないが、両国のイメージがその出発点となるということである。ローマ条約〔EEC設立条約〕の要請に慣れるための数年間を経た後に、本講演のテーマがようやく問題になり始めたとき、イニシアチブを取ったパートナーはフランスであり、彼らは、他に期待しようもないが、自らの経済界の考え方と経験から、装飾をつけマイルドにして作り出したイメージを展開した。このイメージを

理解するためには——そして、これに対するドイツの側の市場経済主義の論者からの冷淡な反応を理解するためにも——、隣国へのドアをちよつとの間開いて、その経済の構成の仕方を目を向けるのが、良いであろう。

(a) 「計画化」構想の歴史

ドイツにおいて国家と経済の関係という観点から、たとえばオルドー自由主義や社会的市場経済といった大きな概念や指導イメージの歴史的根源を探ろうとするのであれば、ヴァイマル共和国の最後の数年よりさかのぼる必要はないであろう。フランスでは事情はまったく異なる。すなわち、フランスでいわゆる計画化 (planification) —— 経済生活の全体ではないにせよ、やはり重要な部分を取り込んで、それを構成しようという手法および (さらに推し進めた) 構想<sup>15)</sup> —— において明らかになる国家および経済の理解の系譜は、はるか過去に、一七世紀にまで及ぶ。重商主義の時代にあつて、国家は経済の全てまたはほとんど全てを配慮し、経済の流れを国家の関心事にまで高めた。これは、いずれにせよ、それ自体は全ヨーロッパ的現象のフランス的変種であり、周知のようにコルベール (Colbert) が名付けた変種である。この国家と経済の密接な結合は、バランスの取れた相互作用というよりもむしろ一方通行の類のものであつたが、続く数世紀の間、もちろん様々に変容しながら継続した。一九世紀の、「イギリスの自由主義に対抗してフランスで主張された保護主義的な」「国民の仕事の防衛 (défense du travail national)」という構想を想起するだけでよい。連続性には、周知のように、常に断絶があるが、しかし、当然のことながらその断絶は一定の期間に限られている。われわれの問題にしているケースでは、一八六〇年の〔英仏間の自由主義的な通商を取り決めた〕コブデン・シュヴァリエ (Cobden-Chevalier) 通商条約の前後の展開が、このような中断の一例となつた。フランスもまた、別の選択肢には終始なじんで来たが、しかしその場合でも常に、国家と経済の関連についての自分らしい構



成の仕方に立ち返っている。すなわち、組織化された経済の類型で、国家指導的な様々なバリエーションの中でも取り分けて国家指導的なものを体现している類型に立ち返っている。

### (b) 複数年次計画策定

この国家の優位が第二次大戦後、少なくともその数十年間に最も明白に現れたのは、複数年にわたる計画の策定、ならびに、この計画に携わる官庁および委員会の創設であった。一九四七年以降、きちょうめんじ番号が付されて、四年または五年に及ぶ計画が策定された（一九八九・九三年第一〇次計画）。これらの計画は、予測だけでなく、経済政策の目標もその内容になっていた。国民経済全体およびその一部についての市場調査を「害のない」ように遂行するというものに、留まるものではなかった。成長政策が前面に出て、次いでそれを助けるものとして——計画の目標値を確保するために——景気政策があった。さらに、地域政策や社会政策の一定分野も配慮した。計画が作られたのは、国民経済全体に関してではなく、包括的なものだけではなく、経済部門および個別の業界ごとに細分化して作成された。細分化あるいは個別化は、個別の商品またはそのグループを分けるところにまで及んだ。数量化、数値や数量を大量にくわえ込む大食漢（失礼！）には、ほとんど際限がなかった。成長をまず投資によって喚起しようとする場合には、投資高だけでなく、計画に留められたカテゴリーごとに投資をどう分配するか、計画のサブジェクト——計画の従者という意味でもこう言うのであるが（計画を実行する主体であると同時に、その計画に服従する従者でもある）——ごとにどう分配するかも問題になった。それにもかかわらず、全ての計画を一律に扱うことは、もちろん誤りである。それらの計画は、その射程、重点の置き方、深さおよび細部へのこだわり、適用される経済学的手法において、部分的には相当に異なるものであった。同様に、半世紀の間に、その重要性、経済の出来事に対する

る影響力も変わって来た。たとえば、六〇年代には計画化は最盛期にあったが、したがってそれは、フランスがその計画化のシステムをヨーロッパ経済共同体に、フランスの経済および経済政策の後背地にいわば拡張しようとしていた時期に重なる。けれども、七〇年代以降、内政上の理由からも、たしかに一直線ではないが、しかし結果的には留まることなく、計画を実現し、それに従おうとする集中力は減退していった。<sup>16)</sup>

計画化に関連する課題のために独自の官庁、計画管理総庁 (Commissariat General au (du) Plan) が創設された。この官庁は、政府のレベルでは、財務省と密接に結びついていた。計画の策定は、このために特に任命された委員会 (現代化委員会 (Commissions de Modernisation)) と協力して行なわれた。これらの委員会の構成は、国家の力と経済の力の協働、いわゆる協調経済 (économie concertée) を意識させようとするものであった。したがって、委員は、官吏だけでなく、——委員総数とその選任はむしろ恣意的であったが——経済団体および組合の代表者、事業者、自由業の代表者、学者等々であった。ここでは、計画化は労使協動的・職業身分的な特徴を帯びた。経済活動を行なう人々を大きな調和で纏めようという意思であった。計画は、一時はそれを国民的な神話に変える文脈の中にあつた。つまり、計画は官僚だけでなく国民全体の偉業であつて、敬意を払わなければならないのであつた。委員会は数として決して少なくなかつたが、それよりさらに数が多かつたのは作業グループで、全体で数千人の関係者がいたと見積もられていた。さらに、議会、経済社会諮問会議 (Conseil Economique et Social) 「労働組合や事業者団体など経済および社会の代表者からなる委員によって構成され、政府の諮問に答えて経済政策や社会政策について助言する」およびその他の当局の機関も関与した。全体としては、国家的・制度的に隔々まで練り上げられた、あるいはもつと言え、総合的に作り上げられた、組織された経済の一ヴァリエーションということができる。

## (c) 計画化のための道具

計画化の擁護者たちが飽くことなく強調したのは、計画化の客体は社会主義ソヴィエトを模範とする計画経済とは関係ないということであった。もちろん、これは言わずもがなの確認であって、社会主義ソヴィエト的なものは自由を原則とする政治システムとは始めから水と油の関係だということだからである。区別の仕方を挙げれば、フランスの計画は、「命令的」にはなく——たとえ公的企業に対する場合であつてさえも——、単に「指示的」に作用するだけであり、方向性を与えるもの、あるいは、「助言を与えるもの (hinweisend)」(これが公式のドイツ語訳である)<sup>17</sup>と理解される。企業は、相変わらず決定の自由をもち、計画に従つて行動することも、しないことも可能である、というのであつた。この響きは罪のないものであつたが、しかし実際にはそうではなかつた。なぜなら、間接的な圧力に、全く効果的な圧力に企業は常に晒されていたのである。豊富な道具を自由に使うことができ、これを用いて企業に計画に沿つた投資またはその他の行動を督励することができた。こういった道具の中では、租税および補助金政策は、フランスだけでなくヨーロッパのどこでも認められる手段であり、その相手は部門あるいは特定業種だけでなく、個別の企業でもありえた。これに対して、フランスの特殊性を表すのは、国営および半国営銀行ならびに国家の管理を受けた特別基金の規模の大きさで、これらは資金融資の流れを選択的に計画達成の方向に誘導するあらゆる手段を提供した。さらに国家によつて監督されたのは資本市場への参入で、同じく外国との関係も含めて資本の動きも監督された。さらに言及すべきものとして、国家による需要、あるいは、消極的刺激の例として、狙い定めて課される税があつた。

それにもかかわらず、国家は一方的に処置することもできたが、しかしまた協調経済というもう一つ別の方向を示すこともでき——計画を準備する現代化委員会の例によって協調経済のことはすでに述べている——、企業団体または個別企業と、相互的な準契約 (quasi-contract) またはプログラム契約の形を取って、合意に至ることもできた。<sup>(18)</sup> 企業は計画に従って投資する義務を負い、国家はその融資を確保し、容易にする義務を負う。これが協定の基本的なモデルであった。別の例を挙げれば、一定の種類の場合規制を免除した合意もあった。

これらの道具の全体およびこれらが操作される手法を見渡すと、権限をもつ機関に計画を実現するために、大きな裁量の余地が認められていることが目に付く。機関の裁量は、非常に広いものとされている。計画化の中に、はつきりとした合理主義〔主知主義〕の証拠を認めようとする論者がいた。あるいは合理主義といえるかもしれないが、しかしそれは行政的・形式的合理主義という変種であり、それは「形式的であるがゆえに中身がないので」まず中身を満たし、具体化する必要がある、この課題のために広範な自由裁量の余地を認めることになる。その限りで言えば、計画そのものだけでなく、計画化全体が、「合理主義と対立する」意思主義〔主意主義〕の特徴を帯びている。<sup>(19)</sup> どころか、立派な決断主義だということができるかもしれない。いつでもどこでも不確実性があり、集められたデータからして不確実であり、まして、計画遂行の過程で増大するデータにあわせて常に調整しなければならぬ推論はもって不確実であることを考えれば。

### 三 ヨーロッパ委員会の行動綱領とエアハルトのストラスブル挑戦演説

フランス・モデルの計画化に成功の見通しがあるとするためには——どの側面からも強調されたことだが——、それは一定程度閉鎖的な経済領域を前提とする。他の経済領域と関係をもつ場合には、国内の計画化に障害が生じないように、特別の予防的措置が必要になる。このような予防措置は、国家の内政の活動領域に入り、計画化が他の組織された経済形態と同様に結局は政治的に決定されたものだということをも、再度明らかにする。しかし、経済領域を消滅させよう——共通市場——ということになると、この予防措置、したがって国内政策は維持できなくなり、計画化の構築物全体が動揺して危険な状態になる。この危険からの救済策はあるのか。フランス的な計画化が計画のないヨーロッパ経済共同体で終わりになるというのなら、これに対する救済策は計画化をヨーロッパに拡大する、ヨーロッパ大の経済領域も計画化によって封印（閉鎖）してしまふ以外にはありえないであろう。まさにこの目標が、ヨーロッパ経済共同体委員会のフランス代表によって追及された。

(a) 一九六二年「第二段階のための共同体の行動綱領」

機会を提供したのは、共通市場への第二段階の移行期のための準備作業であった。<sup>20</sup> EEC委員会は、関税同盟の他に経済政策の同盟（経済政策同盟と省略）を作る一步を踏み出す時が来たと考えた。この同盟は、この時は計画化の構造がたつぷりと染込んだものにしようと考えられた。しかし、この意図は、独立したものとしては成文化されず、巧くないわけではないが、包括的な予告の中で、すなわち、「第二段階のための共同体の行動綱領（Aktionsprogramm der Gemeinschaft für die zweite Stufe）」の中で、一九六二年に公表された。<sup>21</sup>

この覚書には、序文とそれに続く一章があった。<sup>22</sup> この内、第二章が共通市場における競争を扱い、第七章が経済

政策を扱った。この二章の間に章数の上からも大きな開きがあることは、競争と計画的な政策とが並存することだけで、両者の相互関係、それぞれが他方にどう組み込まれるのかの問題に対する、言葉の上での断言以上の答えの試みになかったことの兆候と理解することができる。<sup>(23)</sup> 委員会では、競争に関する章はドイツ代表に、経済政策はフランス代表に委ねられていた。<sup>(24)</sup> 全体を見渡せば、ドイツの側には「実効性のない」偽薬が渡され、おとなしくさせて計画化の章に対する攻撃を差し控えるように図られたという印象を禁じえない。<sup>(25)</sup>

この経済政策の章を詳しく見ていかなければならない。<sup>(26)</sup> すでに冒頭部分で市場経済を念頭においてカテゴリーを作ることを拒絶している。すなわち、景気政策と長期的政策、つまり成長政策との区別は、「恣意的だ」といつて拒否されている。両者は「発展政策」に統合されなければならず、発展政策はまた構造政策から区別されなければならぬ。発展政策は、二つの構成部分からなり、一つは短期的目標であり——今度はここに景気政策が入る——、もう一つは「長期的見通し」である、というのである。これに続く構造政策の章は、いつものように部門政策と地域政策に分けられている。

論争を惹き起こしたのは、まずは「長期的見通し」であった。たしかに、表題はまだ控えめに「見通し」と言っているが、しかし第一節(九六項)では早くもテキストは成長目標の設定に移り、この成長目標は最後の文では構成国に対する拘束力を要求しているように見える。「指示的な」計画の用語法からは、「方向を指し示す」(九七項)とか「指示・助言」(一〇八項)と言った単語が用いられている。鎧兜を脱ぎ捨てて開けっぴろげに、「ますます増加する構成国」が計画受入れの用意があることを称揚している(九九項)。五カ年計画を考えているのに、市場経済論者の耳を

気使って、計画と言う替わりに「強化されたプログラム」という言い方をしている（一〇六項）。市場経済の支持者に特に不快感を与えたのは、共同体の経済活動の「望ましい」経過（一〇九項）とか、社会的総生産の経済諸分野間の「望ましい」分配といった言い回しをしていることで、それは、この言い回しから成長の数値目標を予め確定するという意図が推論されたからである。同様に強く非難されたのは、部門または業種ごとのプログラム策定の断念をただ当面のことに表明していることであつた（一一〇九項<sup>27</sup>）。当面断念した理由は、「プログラム策定それ自体ではなく」部門や業種をどの程度でまとめるかの段階で、最終的に意見が分かれたからである。フランス的な計画化がそろつているとの念を強くしたのは、協調経済の構想から諸団体協調という形を模倣しようとしている点であつた（一一四項）。結局のところここで検討したテキストの作り方は、たしかにこのテキストはヨーロッパ大での計画化を許してはいいなかつた——たとえば、計画に従つた行動に誘導する間接的圧力を使うための道具がなかつたので——が、しかし他の条件が全てそろえば、いつでもこのテキストで書かれたことは実現できる、という類のものであつた。言い換えれば、計画に煩わされない市場経済という経済形態は、ヨーロッパの選択肢としてはあつさり拒絶されているのである。

(b) 連邦経済相エアハルトのストラスブル演説

経済政策の章のテキストからの以上の推論が基礎になつて、厳しい批判が学者の側からだけではなく、高度に政治的なレベルでも表明されることになつた。この中である程度有名になつたのは、連邦経済相エアハルトの演説で、これは一九六二年一月にストラスブルのヨーロッパ議会で行なわれた<sup>28</sup>。「自由貿易論者」であるエアハルトが関税同盟という統合構想全体に反対して示したルサンチマンが尾を引いていることは割り引かなければならないとしても、<sup>29</sup>社会的市場経済という指導理念から見て、行動綱領がヨーロッパの枠で将来の経済政策を指導する付託を受ける

ならば、秩序政策上の耐え難い方向転換が生ずるといふエアハルトの主張には同意せざるを得ないであろう。

エアハルトが個別的に非難したのは、計画に必然的に内在する中央集権的要素であった。これと、たとえばドイツのような型の連邦主義はどうやってうまくやって行けと言うのか。数量化されたプログラムがいつか実現できるかどうかは、きわめて不確定である。いずれにせよこういうプログラムは官僚主義的構造を前提にし、それを動かす。ヨーロッパレベルの計画を実現しようとすれば、それぞれの構成国で、非常に異なった前提にぶつかることになる。たとえば、ドイツでは国家が銀行へ影響力を行使しようとしても、必要な程度の強さは存在しない。見込みのありそうなのは脇の甘い「通貨政策」だけだが、しかしこれは計画化の努力を全て疑問としかねないものである。エアハルトが繰り返し非難しているのは、さまざまな観念に認められる計算的要素で、これは計画やプログラムの策定には必然的に伴うものである。<sup>10)</sup> 人生や人間についての誤ったイメージに全体が巻き込まれている、というのである。

エアハルトには、その気になれば特に力説できることがまだいくつもあった。国家統制主義的・集産主義的精神は、いたるところで感じ取ることができる。共通市場の出来事の際限のない政治化といった危険。部門および業種に特化した計画に手をつける危険が迫っており、それには企業間の取り決めへの誘導というようなマイナスの結果が伴う。そもそも、競争的行動ではなく、調和をもたらすための了解と調整である。企業の集中を制限するよりも、むしろ優遇するのである。そして、国家と経済の関係について語る言葉から、抵抗という語が出て来そうもない。国家介入主義が補充的な道具であるという本来の性質を捨てて、原理にまで高められ、体系的な介入が個別的な介入を押し付け、たしかに一国レベルの介入は避けられるが、しかし共同体レベルの介入がそれに取って替わり、それによって介入が



増大するということになりかねないからである。

われわれに必要なものは、とエアハルトは訴えかけていたが、計画化のためのプログラムではなく、秩序のためのプログラムである。彼は、この言葉によってさまざまな政治家を対立させた。すなわち、一方の側、つまり彼の側には、秩序政策があり、これは市場と競争を固有の価値と固有の経済政策上の規定を有する重要事項として認め、これと並んで景気政策があり、そして狭く限定されて成長政策がある。他方の側には、計画がたしかに全体主義的な支配の道具としてではないが、とはいえやはり権力政治——婉曲に言えばプラグマティズム〔実用主義〕——に役立つものとしてあり、はつきりと聞こえる保護主義または自給自足主義の通奏低音を伴う。成長政策は強力に推進される。しかし、市場と競争は、道具として利用するが、もちろん道具としては常に保護し、それを保護するための制度を備える。

### (c)「中期的」経済政策プログラム

この批判が委員会にその計画を断念させることに成功しなかったとしても、やはり若干の目障りなものは削ぎ落とされ、撫で付けられた。<sup>31)</sup>これは、概念上の化粧に尽きる場合もあった。たとえば、四または五カ年の計画期間は「長期的」ではなく「中期的」と呼ばれることになった。とはいえ、実質的な変更と記録されなければならないこともあった。たとえば、一方での予測と、他方でのプログラム作成とが制度的に区別された。すなわち、予測は独立の専門家グループが行なうべきものとされ、プログラム作成はEECの機関の義務となった。専門家には予想に際して他のパリエーションを調査することも課題とされた。そして、具体的に経済諸分野ごとに分けなければならぬ場合には、その調査結果は原則として公表されないとされた。成長の数値目標は、今や拒否された。専門家も委員会も数値

目標を考えてはならないとされた。手続に関して言えば、中期的な経済政策のための委員会が、六カ国（当時の全構成国）政府および委員会の代表によって設けられ、この委員会が計画のプログラムを準備することとなった。

この委員会は直ちに仕事に取り掛かった。最初の中期的経済政策のためのプログラムは、次の一九六六年から一九七〇年の五年間をカバーした。これに複数の五カ年プログラムが続いたが、しかし成果は現れようとはしなかった。現実の経済の展開はブリュッセル（当時の EEC 委員会の所在地、現在も EU 委員会の所在地）の期待などお構い無しであったし、通常は構成国も、EEC の予想やプログラムと自分自身の経済政策の意図とが調和できなかった場合に、前者のために後者を捨てる用意などなかった。しかし、共同体の機関には、有利な条件で抵抗する諸勢力に打ち勝って自己のプログラムを実現するだけの権能や道具がなかった。各国政府が全体を意図の宣言という形でしか受け取らなかったのも、理由のないことではなかった。こういった状況では、秩序政策から見た欠点は、プログラムのあるところどころに付着していたかもしれないが、ほんのわずかな実際上の意味しか認められなかった。<sup>22</sup> ちなみに、ブリュッセルの官僚たちにとっては、運命に身を委ね、その企てに終止符を打つことは、容易ではなかった。一九八一年から一九八五年の（第五次）プログラムを世に送り出した後、ようやく委員会は、理事会（各国政府代表からなる EEC の最高議決機関）への報告書の中で、プログラムについての「満足のいかない」経験を指摘し、プログラムをこれ以上続けることを提案した。

#### 四 決してそんなに単一ではない単一ヨーロッパ議定書

中期的経済政策のプログラム作成に別れを告げたことは、より大きな連関の中の出来事の兆候として理解することができる。もう一度ローマ条約を眺めると、その対象、つまり経済に関して、三つの規範領域を区別することができる。すなわち、第一が共通市場の創設、第二が特定の経済部門（なによりも農業）の規制、最後の第三が経済および通貨政策の調整である。第三の課題を前記の一九六二年行動綱領が対象とした。これに続いて、一九七〇年のウェルナー(Werner)報告書(ルクセンブルクの首相の名前を取って名づけられた)によって、構成国の経済および通貨政策の同盟(経済・通貨同盟)を作る道の下書きを描く試みがなされた。この企てもまた失敗した。かくして、ヨーロッパの諸機関は、もう一度第一の課題、共通市場の創設を思い起こした。この課題はもちろんまだ決して終わりまで遂行されてはいなかった。すなわち、たしかに関税同盟は作られたが、しかしいわゆる非関税障壁、または、EEC条約第三〇条の用語法では、「関税と」同じ効果をもつ措置は、除去されたとは到底言えず、それどころか、七〇年代の経済の減退の結果、むしろ増加していた。ここで今や一貫した自由化という目標を設定し、——新しい名称を使えば——域内市場の完成をもたらそうとした。これらの努力は、EEC条約の改正および補充として結実し、この改正・補充そのものは他の材料も一括した一九八六年の「単一ヨーロッパ議定書」(独語EEA、英語SEA<sup>39</sup>)の枠内で実現された。

#### (a) 単一ヨーロッパ議定書の概要

法令の表題にあまりに多くを語らせるのは良くないとしても、やはり「単一ヨーロッパ議定書」(独語 *Einheitliche Europäische Akte*; 仏語 *Acte Unique Européen*; 英語 *Single European Act*) とは言う言い回しから、そこには一片のダイアレクティック〔対論法〕が内在していると主張することができる。ダイアレクティックという意味は、単一性といったも

のを確認し、または、要請しようとする、とはいえ実際にはこのようなものは全然存在しないし、不転の決意で目標として確定したこともないということである——そして、この議定書の立役者たちは、直後にこの現実を正直に認めている。単一ヨーロッパ議定書の前文は、それ自体国際法上の条約であるが、そこからこのディアレクティクを苦もなく読み取ることができる。第一項は以下の言葉で始まる。「〔三つの〕ヨーロッパ共同体設立条約に始まる作業を継続し、各国間の関係の総体を(…)一つのヨーロッパ連合に転換する意思に導かれて」。次いで第二項は次のように続けられる。「このヨーロッパ連合を、一方での独自のルールに従って機能する〔三つの〕共同体、他方での署名国の間の対外政策におけるヨーロッパ大の協働に基づいて、実現しようとする意思をもって(…)」。このように、厳かに告げられた単一性は、すぐに再び三つの最初の共同体に分裂する、すなわち、鉱山共同体、ヨーロッパ経済共同体、ヨーロッパ原子力共同体に、そしてこれをさらに対外政策のヨーロッパ大の協働というイメージが補う。若干の共通の規定を除けば、したがって、単一ヨーロッパ議定書の編別構成は、この合わせて四つの領域から取り出されたものである。ここで、対外政策の協働に関する章は、七〇年代初頭から実際に行なわれてきたヨーロッパ大の政治的協働を条約として固定化したものをほとんど超えるものではない。われわれの目的にとつて、この問題にこれ以上立ち入る必要はない。鉱山同盟条約および原子力共同体条約の改正は、もっぱら、ヨーロッパ・レベルでの第一審裁判所の導入に関わるものであった。<sup>13)</sup>

単一ヨーロッパ議定書の規定の大多数は、ヨーロッパ経済共同体(EEC)条約の改正および補充に関するものだった。始めから期待すべくもなかったのは、ローマ条約の根本的な二律背反——政策および組織化された経済形態 vs 市場経済および競争——に何らかの変化がおきることであった。同様に、経済秩序から見てこの条約は経済類型「市場

経済か計画化か」のカテゴリリーを作っているのかということに対する疑念は、減少することなく相変わらずであった。市場経済にとつてのプラスに数え入れることができたのは、とりわけEEC条約新第八a条であった。すなわち、

- (一) 共同体は、一九九二年二月三十一日までに(…)域内市場を一步一步実現するために、必要な措置を取る。
- (二) 域内市場は、内部に国境のない単一の領域からなり、この域内では商品、人、サービスおよび資本の自由な移動が(…)保障される。

これに対して、組織された経済の考えの成果と見ることができたのは、第九編「研究および技術開発」(EEC条約第一三〇f・一三〇q条)である。さらに、組織化の症候群は、条約の競争法を合併規制によつて補充するのを抑えた点にも見て取ることができた。これだけ指摘すれば十分であろう。全体として見れば、オリジナルの条約と同様に、単一ヨーロッパ議定書によつて行なわれた改正でも、市場経済の内容と組織経済の内容とは同じランクを占めている。単一ヨーロッパ議定書では市場経済が勝っていると確認することは、しばしば文献の中では主張されているが、解釈者にやはり若干の困難な問題を出すことになる。

(b) 白書「域内市場の完成」

実質的には、域内市場のための規定は、影響の大きい手続問題を扱った。すなわち、ヨーロッパ議会の立法活動の強化の他に、理事会における(特別)多数決を新しい分野に拡張し、これに対して防衛規定を同意した構成国のために認め<sup>36</sup>た。域内市場を実現する目標を達成するために、いかなる対象についてヨーロッパの諸機関は関わるべきなのか、いかなる道具を用いることができるのか。これらの問題について、EEC条約第一〇〇a条および他の域内市場のための規定には、わずかなことしか、あるいは全く何も見出すことができない。しかし、単一ヨーロッパ議定書に

関する公式の解説の一つは、この点について指針となる。<sup>(27)</sup> すなわち、

会議は、第八 a 条で確固たる政治的意思を表明したいと思つた。その意思とは、一九九三年一月一日より前にこの条項で規定されている域内市場の実現のために必要な決議をまとめるということであり、さらに言えば、特に委員会が域内市場に関する白書で策定したプログラムの遂行にとつて必要な決議をまとめることである(…)

この解説によつて、白書「域内市場の完成」、EC 委員長ジャック・ドゥロール (Jacques Delors) (任期一九八五—一九九五年) 座長の下一九八五年六月に公表されていたこの白書は、たしかに形式的には違うが、実質的には単一ヨーロッパ議定書に挿入された。白書は、詳細な理由を付して、域内市場を完成しようとする日程表を含むプログラムを確定した。次いで、白書はこのプログラム実現のために必要な三〇〇余の法的行為を数え挙げた。その序論的文章では、域内市場実現の目標を見る際に取らなければならない観点が強調されなければならない(第八、九項)。すなわち、

— 第一に、構成国の一〇、間もなく一二になる個別市場を統合して、三億二千万の人口を擁する単一の域内市場が生ずるべきである。

— 第二に、この大きな域内市場が拡張する——静止するのではなく成長することが保障されるべきである。

— 第三に、このために、市場が柔軟であり、したがつて、人的および物的資源、資本および投資財が経済的に最も利益を生む分野に流入することが保障されなければならない。

それゆえ、この白書の議論は第一義的にはこれらの三つの目標の第一のものに狙いを定めることになるが、その場合でも他の二つの目標は決して無視されてはならず、取られる措置がこれらの目標の達成に資することが

保障されなければならない。

第三の観点は、全く市場経済の諸原則に対する信条を述べたものと理解することができる。この第三の観点が引き続いて上記のプログラムの中で常にどこでも尊重されたわけではなかったことは、跡付けることができる。構成国の経済秩序に関するイメージはさまざまであり、中には無論少数だが市場経済という形を当然の前提として認めていない国もあることを忘れてはならない。<sup>39</sup>かくして、白書に対する批判も、域内市場の自由化を原則的目標にしたことは大いに歓迎されたとしても、若干の欠陥と、そういつてよいであろうが、臆病があることを確認した。<sup>40</sup>これらの大部分は、経済政策の国家統制主義といったものの影響であり、国家統制主義は一定程度の権力喪失を受入れる覚悟がなかったのである。このように見れば、プログラムが競争政策に関して視力がぼやけていることも理解できる。EEC条約の「競争ルール」に関する章で、たしかに構成国の補助および補助金についてのヨーロッパからのコントロールが規定されていたが、やはりこのコントロールは実際にはほとんど実効性がないということが判明していた。ここで白書は、将来強力な政策を取るよう配慮すると約束したが、しかしそれは、すぐ続けてヨーロッパの側からの統制経済的な措置を予告するためであって、この措置は「自由に使える資源を生き残ることができない活動から、競争力のある、働く場所を作り出す将来の工業に誘導する」ためのものであった。<sup>41</sup>これは、新しい競争のゆがみを生み出す可能性があるという理由で批判者から非難された予告である。すでにこの場所〔競争ルールに関する章〕で工業政策が登場してきたのであるから、白書は「工業の協働を生み出すための適切な条件の創出」という表題をもつ独立の節を設け、望むままにこれを企業協力の容易化のためにあてた。<sup>42</sup>これを望む点で国家と企業は原則として一致していた。競争原理に對する信条が言葉の上で述べられることがあっても、しかし、工業政策一般——ちなみに、これはヨーロッパ法の発

展における基本的小および主要な現象である——に對しても、特殊的に企業の協力および集中を工業政策によつて促進することに對しても、競争政策からの問題提起が正面からなされたことはなかつた。<sup>44</sup>さらに、公共体が經營する企業の集中が競争政策上の重大な問題になることについて、白書およびそれが映し出したものには、いかなる言及もないことが分かつた。<sup>45</sup>無論このことから、白書は公的部門をその予告からことごとく排除したのだと、推論してはならない。公的任務の自由化を扱う節があることを指摘すれば十分である。<sup>46</sup>

法の同化または調和が規制の性質をもつ規定に係するときは、ヨーロッパ・レベルでの規制の目安となる基準の問題が立てられる。単一ヨーロッパ議定書では、健康、安全、環境保護および消費者保護の分野に關して、「高度の保護水準」といったものが規定されて<sup>47</sup>いた。その他のことについては、権限を有する機関の自由裁量に任された。その後生じた調和のための法的行為が当該經濟分野における規制の程度を高めたのか、それとも低くしたのかについては、抽象的に言うことはできず、それぞれの構成国の従来の規制水準と比較しなければならぬ。ある特定の国の規制標準をヨーロッパ法に受入れるという限界事例であれば、構成国からヨーロッパ共同体に権限が移動しただけだということになるであろう。

いずれの場合でも、調和には構成国のさまざまな処方箋との対決といったものが先行した。しかし、一国的な規制を取り込む、もう一つ別の手法もあつた。白書は「新戦略」と言つて、国内的規制の相互承認によつて調和とは別の選択肢を發展させることを提案した。<sup>48</sup>この考え方は新しいものではなく、ヨーロッパ裁判所の判例ですでに形成されていたものであつた。とりわけ一九七九年の *Cassis de Dijon* 判決〔ドイツの業者がフランスのアルコール度数二〇%



のリキュールを輸入し、これに対してドイツの官庁がドイツの法定基準（三五%以上）に基づいて輸入禁止にした。これに対して、業者が訴訟に及んだ」が重要で、これによれば、ある構成国で法令の規定にしたがって製造された産物は他の構成国でも原則として許されなければならない。<sup>(49)</sup> それぞれの国の法令を相互に承認することになれば、原産国主義の普及に役立つであろう。そうなると、必要な場合には、ヨーロッパの側から統一的な最低標準が設定されなければならないであろうが、しかしそれ以外は全て構成国に委ねられることになる。この新しい戦略を秩序政策または市場経済の見地から歓迎した経済学者は、これを「規制の競争」、あるいは、少しオーバーだが、システム間競争と言った。単一ヨーロッパ議定書は、法の調和に関する規定にすぐ引き続いて、白書の提案に従った「[規制の競争]を規定した」。<sup>(50)</sup> 白書の著者たちは、両方の手法、調和と相互的承認を、同価値のものと評価していた。<sup>(51)</sup> けれども、域内市場プログラムの実行の際には、法の同化の手法が優位を占め続けた。

(c) 研究および技術開発

域内市場に関する部分に続いて、単一ヨーロッパ議定書では、さまざまな領域における一連の「政策」が規定されている。<sup>(52)</sup> この内、「研究および技術開発」に関する部分は、なお簡単に論じておかなければならない。<sup>(53)</sup> 体系的に見れば、この部分は、工業政策というテーマの一部であり、工業政策自体は、ドイツの用語法では部門および企業に係る構造政策に対応する。けれども、この意味で構造政策を論ずる場合、市場経済または競争政策の側からの疑念が登場してくるのが普通である。けれども、単一ヨーロッパ議定書が挿入したこの新しい部分は、原則として秩序の類型は二つに分かれるという、かのヨーロッパ条約（EEC条約）について繰り返し確認したことを、認めるだけである。

単一ヨーロッパ議定書が工業政策またはその断片を公然と認め、相当立ち入った規律をしようとしたことは、突飛だったとはいえない。なぜなら、すでにずっと以前から、工業政策は、たとえいつもこの名称ではないとしても、ヨーロッパのアジェンダ〔議事日程〕に載っていたからである。<sup>54</sup> 構造および部門に関連する要請は、すでに一九六二年の行動綱領に見られたのであり、同様の強調を中期的経済政策のための第二次プログラム(一九七〇年まで)も行なっていた。<sup>55</sup> しかし、外見上は、これらのプログラムが全て成功するかどうかについて確信をもっていなかったのであり(その後)の展開は、すでに見たように、この懐疑心を確認することになる)、こうして全体の主要および核心部分から手を付け始めた。一九七〇年に委員会は理事会に共同体の工業政策についての覚書を提出した。<sup>56</sup> これは、オーバーではなくヨーロッパ共同体の工業政策の憲章ということができる、たとえこの内の多くがわれわれが論じている期間ではそもそも実現せず、ようやく後になって実現したのだとしても。<sup>57</sup>

委員会が世に送り出した全ての大プログラムの例に漏れず、ここでも委員会は構成国のさまざまに異なる経済秩序のイメージをできる限りで考慮しようとしなければならなかった。この理由から、工業政策という概念は非常に広く捉えられ、取り込もうとした分野の中には、それを取り込まないと工業政策に対する懐疑を包み隠さずに述べる人でも、それを取り扱うことに対しては何の異論もないという、そういう分野まであった。たとえば、覚書の中には、共同体の域内市場の完成の要求までも見出され、それには技術に関わる貿易障害の除去や公的任務の自由化が入っていた。あるいは、企業の資本市場への参入を容易にすることを支持するものもあった。これらの例で十分であろう。積極的な工業政策が核心だということを、これらはまさに示すものではなかったのである。

この核心となるのは、簡潔に言えば、部門および企業に関係して取られる措置である。<sup>(8)</sup> 部門に関係する措置については、二つの課題を区別するのが普通である。すなわち、一方で将来を指し示す分野の促進があり、他方で停滞する分野の「適合」がある。企業に関係する措置は域内の国境を越える企業の協力を有利にしようとするが、しかしそれだけに留まらない。場合によっては、企業の集中も望まれた。両方の場合とも、この後は「愛国主義的」行動への回帰の場になりかねない。フランスの模範が示すように、どの国も合併や提携によってできる新たな構築物の中で、そのチャンピオンの地位を確保しようとするからである。<sup>(9)</sup>——覚書がその次に議題とした要請は、特に会社法と租税法に向けて発せらなければならぬと考えたものであつて、これによって工業政策の目標を企業のレベルで達成しようとしたのである。

工業政策または構造政策のプログラムは、市場経済的なものの見方に対して不快感を与えるのが通常だとしても、たつた今挙げた四つの工業政策の要素に対する批判は、やはりさまざまな調子になり、したがつて、プログラムを容認しようという覚悟の程度も、一つ一つの要素に応じて決まってくるであらう。この種の差異に基づいていたのが、驚くことではないが、単一ヨーロッパ議定書の規律であつた。部門プログラムは、すでにこの部分の表題が示すように、将来の工業を念頭に置き、停滞部門のための支援には関係していない。企業に関しては、その協力は促進しようとしているが、<sup>(10)</sup>しかし国境を越えた集中の動きを喚起しようとするものではない。ちなみに、将来工業の促進の手法については、計画化のモデルおよび手続への復帰を終始確認することができる。<sup>(11)</sup>

—われわれの講演はすでに終わりにかかっているが、しかし講演の表題とした「不協和音のシンフォニー」の終演に

は未だしである。これはヨーロッパ共同体の経済政策のイメージを特徴付けたものであり、今日でも依然として特徴付けている。これは、一九九一／九二年のマーストリヒト条約でも難なく読み取ることができであろう。この条約はヨーロッパ連合の創設に至ったが、しかしヨーロッパ連合自体は歴史的根源を否定していない。なぜなら、EEC 条約はたしかに改正され、補充されたが、しかしながら、それが市場経済と経済の出来事を目標として広く捉えられた政策との間で振動していることは確認でき、この状態が引き続くからである。

### 【注】

- (1) ヨーロッパ経済共同体の成立史についての基本文献、H.J. Küsters, Die Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, 1982. 他の参考文献、R. Schulze, Das Entstehen des Europäischen Gemeinschaftsrechts : eine Forschungsaufgabe der juristischen Zeitsgeschichte, Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte 1994, S. 297; U. Enders, Integration oder Kooperation, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 45 (1997) 143; 40 Jahre Römische Verträge : der deutsche Beitrag, hg. von R. Hrbek / V. Schwarz, 1998; T. Rhenisch, Europäische Integration und industrielles Interesse : die deutsche Industrie und die Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, 1999; Dokumente zum Europäischen Recht, Band 1 : Gründungsverträge, hg. von R. Schulze / T. Hoeren, 1999. ドイツ人関係者の回想、W. Hallstein, Der unvollendete Bundesstaat, 1969; A. Müller-Armack, Auf dem Weg nach Europa, 1971; H. von der Groeben, Deutschland und Europa in einem unruhigen Jahrhundert, 1995, S. 268.

(2) とりわけ安全保障政策上の理由から重要だったのはルール地域の重工業の管理であり、しかしこの管理は、誕生間もないドイツ連邦共和国が差別されていると感ずることのないように、調整されなければならなかった。

(3) 「社会的市場経済」という概念については、NÖRR, Die Republik der Wirtschaft, Teil I, 1999, 第三章から第五章参照。

(4) 40 Jahre Römische Verträge aO (前掲注1) 所収の H.J. Küsters, W. Pfeil および I.E. Schwartz の論考参照。

(5) 主導的役割を果たしたのは、H・フォン・デア・グレーベンであり、他方彼の大臣であるエアハルトは六カ国の関税同盟による統合計画には懐疑的であって、自由貿易主義の世界大での実現を主張した。

- (6) 「代表団長たちの報告」の原案は、ドイツ側ではフォン・デア・グレーベンが、フランス側ではP・ユリがまとめ上げた。後者については、Kisters aO (oben Fn.1) S. 237 参照。
- (7) 一九五六年四月二一日付で公表された。
- (8) 自由な商品流通、住居移転の自由、自由なサービスの流通、自由な資本および決済手段の流通。
- (9) これに比肩できる、自由主義的な傾向と国家主義的な傾向との間の意図せざる同盟があったことを、ミュラー＝ハルマツクは競争政策の点でも確認した。彼は、これを適切にも「理念の狡知 (List der Idee)」と言った (Die Wirtschaftsordnung des Gemeinsamen Marktes, in: Weltwirtschaftliche Probleme der Gegenwart, hg. von E. Schneider, SVSocialpolitik 35, 1965, S. 235)。
- (10) Bundesgesetzblatt (BGBl) II S. 766.
- (11) 六カ国の経済および通貨政策をまずは「一歩一歩」接近させようとすると (EEC 条約第二条、さらに第六条、一〇三条参照)、ここには経済のタイプを規定する要因でもある経済秩序政策も関係してきた。委員会にはこれについての権限はなく、秩序政策についての判断権は各国政府に留保されていた。
- (12) EEC 条約第二二二条「本条約は各構成国の所有権秩序には触れないで置く。」これについては、EEC 設立条約のための法律案の「理由説明」参照: Bundestagsverhandlungen Band 51, Drucksache 3440 vom 4.5.1957, S. 154 「(…) 条約のいかなる条項も、企業を共同経営に移行させる、または、逆に共同所有にある企業を民営化すると解釈されては (… ) ならず、また、共同体の機関のいかなる措置もこれを目標としてはならない。」
- (13) 文献 (一九九一—一九九二年 マーストリヒト条約前の状態) を挙げておく。C.F. Ophüls (外務省の立場)、Grundzüge europäischer Wirtschaftsverfassung, Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht und Wirtschaftsrecht 124 (1962) 136; E. Günther, Die ordnungspolitischen Grundlagen des EWG-Vertrages, Wirtschaft und Wettbewerb 1963, S. 191; U. Everling (連邦経済省の立場)、Die Koordinierung der Wirtschaftspolitik in der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft als Rechtsproblem, 1964; E.-J. Mezmäcker, Offene Märkte im System unverfälschten Wettbewerbs in der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, in:

Wirtschaftsordnung und Rechtsordnung (Festschrift Franz Böhm), 1965, S. 345; Ders., Auf dem Wege zu einer Ordnungspolitik in Europa, in: Eine Ordnungspolitik für Europa (Festschrift Hans von der Groeben), 1987, S. 9; W.v. Simson, Die Marktwirtschaft als Verfassungsprinzip in den europäischen Gemeinschaften, in: Zur Einheit der Rechts- und Staatswissenschaften, 1967, S. 55; M. Zuleeg, Die Wirtschaftsverfassung der Europäischen Gemeinschaften, in: Wirtschafts- und gesellschaftspolitische Ordnungsprobleme der Europäischen Gemeinschaften, 1978, S. 73; P.-Ch. Müller-Graff, Unternehmensinvestitionen und Investitionssteuerung im Marktrecht, 1984, S. 266, 280; T. Oppermann, Europäische Wirtschaftsverfassung nach der Einheitlichen Europäischen Akte, in: Staat und Wirtschaft in der EG (Festschrift Bodo Börner), 1987, S. 53; P. Verloren van Themaat, Die Aufgabenteilung zwischen dem Gesetzgeber und dem Europäischen Gerichtshof bei der Gestaltung der Wirtschaftsverfassung der Europäischen Gemeinschaften, in: Eine Ordnungspolitik für Europa aO S. 425. 外国語文献から挙げると、たしやば J. Baquero Cruz, Between Competition and Free Movement: the Economic Constitutional Law of the European Community, 2002 (他の文献を挙げない)。

(14) 前掲注11参照。

(15) 一九六〇年代の(ドイツ語)文献を挙げない。E. Rhein, Möglichkeiten und Probleme staatlicher Investitionsplanung in der Marktwirtschaft : dargestellt am Beispiel Frankreichs, 1960; K. Albrecht, Planif latente beim Werk : Wirtschaft zwischen Zwang und Freiheit, 1964; G. Tholl, Die französische Planif ation : ein Vorbild? in: Ordo 15/16 (1965) 197; G. Hedkamp, Planif ation in Frankreich : Grundlagen, Technik und Erfahrungen, 1966; K. Kleps, Langfristige Wirtschaftspolitik in Westeuropa : die neuen wirtschaftspolitischen Konzeptionen und ihre Problematik, 1966; W. Fikentscher / K.-F. Kugler / G. Hoffmann, Rechtsfragen der Planif ation, 1967; L. Müller-Ohlsen, Wirtschaftsplanning und Wirtschaftswachstum in Frankreich, 1967; M. Weinmann, Wirtschaftsplanning in Regionen : französische Planungssystematik und Wachstumspolitik der EWG, 1967; V.C. Lutz, Central Planning for the Market Economy, 1969 = Zentrale Planung für die Marktwirtschaft : eine Untersuchung der französischen Theorie und Erfahrung, 1973; K. Toecke-Mittler, Das Verbandskartell als Instrument der Wirtschaftsplanung : die Beteiligung der fran-

- zösischen Wirtschaftsverbände an der Planif aution : kartellrechtliche Konsequenzen, 1969.
- (16) これについては、さしあたり、F. Bilger, Frankreich vor der ordnungspolitischen Wende?, Ordo 37 (1986) 3. — 1100五年秋に、計画管理総庁が解体されたというニュースがプレスを走った。
- (17) たとえば、一九五一年ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体設立条約第四六条第三項第二号。
- (18) これについて詳細は、M. Fromont, Bericht über das französische Wirtschaftsrecht, 1973.
- (19) E. Hirsch, Die französischen Planungsmethoden und ihre Ausdehnung auf den Gemeinsamen Markt, 1962, S. 11.
- (20) 参照、EEC条約第八条「(一) 共通市場は、一二年の移行期間の間に実現される。移行期間は、各四年の三段階からなる…。(二) 各段階には一体の措置が対応し、それは一括して開始され、遂行されなければならない。(三) 第一段階から第二段階への移行が行われるのは、この条約で第一段階のために明示的に定められた目標の主要な部分を実際に達成され、この条約で規定した例外と手続きを留保して諸義務が遵守されたことが確認された場合である。この確認は、四年目の最後に委員会の報告に基づいて理事会が全会一致で行う…。」——この報告は、一九六二年七月に、「共通市場の第一段階：条約遂行についての報告、一九五八年一月・一九六二年一月（Die erste Stufe des Gemeinsamen Markts: Bericht über die Durchführung des Vertrags, Jan. 1958 - Jan. 1962）」という表題で公表された。
- (21) Memorandum der Kommission über das Aktionsprogramm der Gemeinschaft für die zweite Stufe, Brüssel, 24. Oktober 1962. 「中期的経済政策」に関するものも含めて、以下の文献を挙げよう。A. Müller-Armack, in: Langfristige Programmierung innerhalb der Marktwirtschaft (Beihfte der Konjunkturpolitik 10), 1963, S. 19; H.P. Ipsen / G. Nicolaysen, Europäisches Gemeinschaftsrecht: Berichte aus der Wissenschaftlichen Gesellschaft für Europarecht, Neue Juristische Wochenschrift 1963, S. 1713; K. Albrecht, Planif kature beim Werk: Wirtschaft zwischen Zwang und Freiheit, 1964, S. 301, 485; U. Everling, Die Koordinierung der Wirtschaftspolitik in der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft als Rechtsproblem, 1964; Planung ohne Planwirtschaft, Frankfurter Gespräch der List Gesellschaft, hg. von A. Plitzko, 1964; E. Tuchtfeldt, Von der Wirtschaftsprogrammierung zur mittelfristigen Wirtschaftspolitik in der EWG, in: Wirtschaft und Recht 16 (1964) 122; R. Regul, Allgemeine Ziele,

Planung und Wachstumspolitik in den Europäischen Gemeinschaften, in: Planung I, hg. von J.H. Kaiser, 1965, S. 247; K. Kleps, Langfristige Wirtschaftspolitik in Europa: die neuen wirtschaftspolitischen Konzeptionen und ihre Problematik, 1966, S. 426; B. Molitor, Die mittelfristige Wirtschaftspolitik in der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, in: Planung IV, 1970, S. 129; H. von der Groeben, Aufbaujahre der Europäischen Gemeinschaft: das Ringen um den Gemeinsamen Markt und die Politische Union (1958-1966), 1982, S. 317; I.E. Schwartz, Ernst-Joachim Mestmäcker als "stiller Europäer", in: Recht und spontane Ordnung (Festschrift Ernst-Joachim Mestmäcker), 2006, S. 459.

- (22) 第一章「自由な商品流通」、居住移転の自由、自由なサービスおよび資本の流通」、第二章「共通市場における競争」、第三章「共通農業政策」、第四章「共通交通政策」、第五章「共通エネルギー政策」、第六章「社会政策」、第七章「経済政策」、第八章「通貨政策」、第九章「対外関係」、第一〇章「発展途上国援助」、第十一章「財務」。

- (23) エアハルトは、ヨーロッパ議会の演説(後掲注28)六〇ページで次のように述べている。「私に重要と思われるのは、もう一度言えば——二つの秩序システムをただ稚拙に並立させることはできません。諸君は、打算的に穏和でとげとげしくないイメージを描くことができますが、しかしそれはそうあって欲しいというだけのものです。——根本的にそれは調和しないのです、計画策定の義務はないと明示しても、それはだめなのです。」

- (24) ハンス・フォン・デア・グレーベンまたはロベール・マルジョラン (Robert MARJOLIN)。

- (25) 偽薬が効いたことは、フォン・デア・グレーベンの見解からも見て取ることができる。たとえば、彼は計画経済なき計画化と言っている。上掲注21文献一九一ページ。

- (26) 覚書は全部で一九三項からなり、ここで論ずる第七章は、第八八—二二六項である。

- (27) 第一一六項でも、次のように述べている。「上記で確認したように(…)、すでに今の段階で個別工業部門ごとに目標設定を確認することを、委員会は提案しなかった(…)。」

- (28) Europäisches Parlament, Verhandlungen: Ausführliche Sitzungsberichte III/63 Nr. 60, Sitzungsperiode 1962-1963, S. 58-64. P. 6



批判に対して、W・ハルシュタイン（一九五八―六七年EEC委員長）は予想通り反論した（*ebd.* S. 74-82）。ハルシュタインは、経済秩序の問題を常に統合政策の観点から議論しており、その限りで市場経済をほとんど信用していなかった。

- (29) KÜSTERS aO (oben Fn. 1), S. 423 参照。その下に、上記1. (a)も参照。
- (30) おそらくこのときにエマ・ホルトが思い浮かべていたのは、フランスの最上級の計画官吏たちがジャン・モノ（Jean MONNET）をはじめとして、根っからのエンジニアであったであろう状況であろう。THOLL aO (oben Fn. 15) S. 239 参照。
- (31) 「共同体の中期的政策 一九六三年七月二六日付け委員会の理事会への勧告（Mittelfristige Wirtschaftspolitik der Gemeinschaft, Empfehlung der Kommission an den Rat vom 26.7. 1963）」, Bulletin der EWG 1963, Nr. 8, Sonderbeilage, S. 13; 「中期的経済政策に関する委員会設立のための一九六四年四月一五日理事会決定（Beschluss des Rates zur Einsetzung eines Ausschusses für die mittelfristige Wirtschaftspolitik vom 15.4.1964）」, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften 1964 / II, S. 1031/6.
- (32) ハルツェルスバッハ E. Dürr, Die Gefährdung der Marktwirtschaft durch die Europäische Gemeinschaft, in: Politik und Markt: wirtschaftspolitische Probleme der 80er Jahre (Festschrift H.K. Schneider), 1980, S. 147.
- (33) 一九八四年六月の報告, vgl. Bulletin der Europäischen Gemeinschaften 1984, Nr. 6, S. 35 (unter 2.1.4).
- (34) BGBl 1986 II S. 1104.
- (35) 単一ヨーロッパ議定書に関する文献は、注13に挙がっている。その中で（例示すれば）、P. Pescatore, Die Einheitliche Europäische Akte: eine ernste Gefahr für den Gemeinsamen Markt, Europarecht 21 (1986) 153; H.-J. Glaesner, Die Einheitliche Europäische Akte: Versuch einer Wertung, in: Der Gemeinsame Markt: Bestand und Zukunft in wirtschaftlicher Perspektive, hg. von J. Schwarze, 1987, S. 9; H. Teske, Europa zwischen Gestern und Morgen: von den Römischen Verträgen bis zur Europäischen Akte, 1988, S. 297; P.-Ch. Müller-Graff, Binnenmarktziel und Rechtsordnung, 1989; E. Steindorf, Grenzen der EG-Kompetenzen, 1990; J. van Scherpenberg, Ordnungspolitik im EG-Binnenmarkt: Auftrag für die Politische Union, 1992; W. Mussler, Die Wirtschaftsverfassung der Europäischen Gemeinschaft im Wandel: von Rom nach Maastricht, 1998, S. 125. -Vgl. auch J. Schwarze /

M. Lehnart, Die Verwirklichung des europäischen Binnenmarktprogramms in der Bundesrepublik Deutschland: Ergebnisse einer rechtstatsächlichen Bestandsaufnahme bis Ende 1989, 1990.

(36) 法の同化を扱う第一〇〇条は、まだ全会一致原則を義務付けられていたが、これに続いて以下の内容の新第一〇〇a 条が導入された。「本条約に別段の定めがない限り、第一〇〇条とは別に、第八 a 条の目標を実現するために以下の規律が適用される。理事会は、委員会の提案に基づき、ヨーロッパ議会と協働して、経済・社会委員会の聴聞を行ったうえで、特別多数決をもって、域内市場の創設と作動を目的とする構成国の法および行政規定の同化のための措置を、制定する。(一) 第二項は租税に関する規定、居住移転の自由に関する規定、被用者の権利および利益に関する規定には適用されない。(二) 委員会は、健康、安全、環境保護および消費者保護の分野で第一項が定める提案を行う場合には、高度の保護水準を前提にしなければならない。(三) 理事会が特別多数決をもって調和措置を制定した場合には、加盟国が各国別の諸規定を適用する必要があると考え、これらの諸規定が第三六条の言う重要な要請によって、または、労働環境の保護もしくは環境保護に関して正当化される場合には、当該加盟国はこれらの諸規定を委員会に通知する。委員会は、当該規定が恣意的差別の手段および構成国間の通商制限の隠蔽とはならないことを確認した上で、当該規定を認証する。第一六九および一七〇条の手続きとは別に、委員会または各構成国は、他国がこの条項で規定する権能を濫用しているという見解をもつ場合には、直接に裁判所に訴えることができる。(四) 上記の調和措置には、適当な場合には保護条項が付加され、この条項は第三六条に挙げられた一または複数の非経済的理由に基づいて暫定措置をとる権限を構成国に与えるが、この暫定措置は共同体の管理手続きに服する。」第四、五項は EEC 条約第三六条を指示しているが、その内容は以下である。「第三〇ないし三四条の規定は、以下の輸出入および通過の禁止または制限を妨げない、すなわち、公共の倫理、秩序および安全の理由から、人間、動物もしくは植物の健康および生命、芸術的、歴史のもしくは考古学的価値を有する国民的文化財、または、営業上もしくは商業上の所有権を保護するために正当化される禁止または制限である。ただし、これらの禁止または制限は、恣意的差別の手段または構成国間の通商制限の隠蔽となるものであってはならない。」しかし、一九九〇年代初頭に確認されたところでは、EEC 条約第一〇〇 a 条の防御規定はその

- 時点まで予想に反して利用されなかった (Scherpenberg aO S. 205)。
- (37) EEC条約第八a条の解説、BGBl 1986 II S. 1114.
- (38) Kommission der Europäischen Gemeinschaften, Vollendung des Binnenmarktes : Weißbuch der Kommission an den Europäischen Rat, Luxemburg 1985.
- (39) Scherpenberg (oben Fn. 39) S. 223. 以下は、G.M. Feldmeier, Ordnungspolitische Perspektiven der Europäischen Integration: Analyse und Synthese der Europäischen Wirtschaftsordnung, 1993 における比較概観を参照。
- (40) EC委員会の域内市場に関する白書に対する連邦経済省学者諮問委員会の一九八六年二月の意見表明 (Stellungnahme des Wissenschaftlichen Beirats beim Bundeswirtschaftsministerium zum Weißbuch der EG-Kommission über den Binnenmarkt vom Februar 1986), Sammelband der Gutachten 1973-1986, Göttingen 1987, S. 1333 参照。
- (41) 「白書」(前掲注38) 第一五八項。
- (42) 「意見表明」(前掲注40) 一三四〇頁参照。
- (43) 「白書」第一三三三・一五一項。
- (44) 「意見表明」一三四三・一三四六頁参照。
- (45) 「意見表明」一三四六頁。
- (46) 「白書」第八一・八七項。さらに「白書」(第一二四・一三二項)に対する非難として、資本流通の自由化のための措置が不十分だというものもあった、「意見表明」一三三四・一三五五頁参照。加えて、完全な自由化を目的とする、条約第六七条の実行のための一九八八年六月二四日理事会指令 (Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften 1988, Nr. L 178, S. 5) 参照。
- (47) EEC条約第一〇〇a条第三項、前掲注36参照。
- (48) 「白書」(前掲注38) 第二三項、五七項以下、七七項以下。
- (49) 詳細は、T. Oppermann, Europarecht, 2. Aufl. 1999, unter 1292-1301.

- (50) EEC 条約第一〇〇b 条「(一) 委員会は、一九九二年中に構成各国と共同して、第一〇〇a 条に入る各国の法および行政規定であって、同条による同化が行われていないものを掌握する。理事会は、第一〇〇a 条に従って、一構成国に妥当する規定が別の構成国の規定と同価値のものと承認されなければならないと決定することができる。(二) 第一〇〇a 条第四項は、準用される(前掲注 36 参照)。(三) 委員会は、理事会が一九九二年末までに決定ができるように、第一項の定める掌握を適時に遂行し、しかるべき提案を適時に行う。」
- (51) 「白書」第六四項「必要なことは、両傾向の積極的な要素を結合する戦略である。」
- (52) すなわち、通貨政策の諸権能、社会政策、経済的および社会的結束、研究および技術開発、環境である。「経済的および社会的結束」の章の主題は、地域的構造政策の分野における追加措置である。これらの措置によって、地域間の不均衡を調整し、後進地域が域内市場の完成の際に取組まなければならない困難に対処しようというのであるから(EEC 条約第八 c 条も参照)、地域政策は機能的には市場経済政策に属するものと位置づけることも可能である。
- (53) EEC 条約第一二〇f + 一二〇g 条。
- (54) 文献(一九九〇年まで)として以下を挙げて置く。U. Everling, Rechtsfragen einer Industriepolitik im Gemeinsamen Markt, Europarecht 3 (1968) 175; M. Seidel, Die Industriepolitik der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft: die Diskussion über den Kommissionsvorschlag vom März 1970, Europa-Archiv 26 (1971) 9; W. Zohnhöfer, Die Konzentrationspolitik in der EWG, in: Die Konzentration in der Wirtschaft, hg. von H. Arndt, 2. Aufl. 1971, Bd. 2 (SVSocialpolitik 20/II), S. 355; F. Franzmeyer, Industrielle Strukturprobleme und sektorale Strukturpolitik in der Europäischen Gemeinschaft, 1979; H.-A. Geister, Wettbewerbs- und Industriepolitik der Europäischen Gemeinschaft, 1981; W. Neumann / H. Uerwedde, Industriepolitik: ein deutsch-französischer Vergleich, 1986; R. Scheid, Europäische Industrie- und Technologiepolitik als 'industrial targeting', in: Was trennt Europa?, hg. von H. Besters, 1986, S. 49; E.-J. Mestmäcker, Auf dem Wege zu einer Ordnungspolitik in Europa, in: Eine Ordnungspolitik für Europa (Festschrift Hans von der Groeben), 1987, S. 9, 27; K.-H. Narjes, Europäische Technologiepolitik: ein Verstoß gegen die Marktwirtschaft?, ebd. S. 267; J. Starbatty / U. Vetterlein, Die Technologiepolitik der Europäischen Gemeinschaft: Entstehung,

Praxis und ordnungspolitische Konformität, 1990.

(55) Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften 1969, Nr. L 129, S. 1.

(56) これは、以下でも「コピー」されてくる。 Bundestagsverhandlungen Band 138, Drucksache VI/606 vom 9.4.1970.

(57) ヨーロッパの諸機関が工業政策に積極的になった場合にしばしば拠り所としたのは、以下の EEC 条約第 235 条である。「共通市場の枠内でその目的の一つを達成するために共同体の活動が必要と見られ、これについての権能が条約に規定されていない場合には、理事会は、委員会の提案に基づき、集会の聴聞を経て、全会一致で適切な規定を制定する。」

(58) 介入主義のすべての道具が動員される、すなわち、「租税優遇措置、減価償却優遇措置、市場規制、カルテル、合併、非関税障壁、不動産割引販売、部門の特別法、事業促進手段、公共発注、そして、繰り返される補助金、補助金、補助金」  
Ch. Warren, Die Industriepolitik in der EG, in: Die Zukunft der Europäischen Gemeinschaft, hg. von H.F. Wunsche, 1986, S. 118.

(59) 「工業政策は、工業を使った権力拡張政策である」 Mesmäcker aO (oben Fr. 54) S. 28.

(60) 調和を通じて、または、新しい会社形態を構想することによって。

(61) EEC 条約第一三〇 f 条第二項によれば、企業が域内市場のさまざまな可能性を完全に利用できるように、共同体は企業の協働への努力を促進する。

(62) 第一三〇 i 条「(一) 共同体は、そのすべての行為を総括する複数年の枠プログラムを策定する。枠プログラムは、科学・技術の目標、その目標それぞれの優先順位、計画した行為の概要、必要と考えられる金額、および、全体プログラムに対する共同体の財政的関与の細目、ならびに、計画したさまざまな行為に対するこの金額の分配を確定する。(二) 枠プログラムは、状況の展開に応じて調整し、または、補充することができる。」第一三〇 k 条「枠プログラムの遂行は、各行為ごとに展開される特別プログラムを通じて行われる。各特別プログラムでは、その遂行の細目、その遂行期間および必要と考えられる手段が確定される。理事会は、特殊プログラムから得られた知識の普及の細目を確定する。」これについては、参照「単一ヨーロッパ議定書に対する連邦政府一九八六年二月二八日覚書」、 Bundestagsverhandlungen Band 342, Drucksache 10/6392, S. 27 「第一三〇 i および 一三〇 k 条は、研究活動およびその財政支援の中期計画策定を

規律する。複数年ごとに定められた枠プログラムの内容は、これまでと同様に科学・技術の目標と財政支援数値だけでなく、優先順位をつけられた目標、予定された行為の概要（すなわち、促進プログラムおよびその他の措置）、および、プログラム全体と個別行為のための義務的財政支援計画数値である（…）。

【訳者付記】 本稿は、二〇〇七年五月二六日に行われたクヌート・ヴィョルフガング・ネル本学終身教授（チュービンゲン大学教授）の講演の全訳である。原稿には、付録として、「ヨーロッパ経済共同体設立条約」の編別構成、「一九六二年第二段階のための共同体行動綱領」第七章「経済政策」、「工業政策と競争政策の緊張関係を示すカルテル法に関する EEC 第八五条についての分析」、および「単一ヨーロッパ議定書の通貨政策」が添付されていたが、紙幅の都合で省略した。講演の後、村上淳一教授が経済と政治の関係について、N・ルーマンのシステム理論に拠りながらコメントを加えた。ネル教授は、言うまでもなく、中世教会法の世界権威であり、中世教会法学の展開についての本学での連続講演（本誌一〇巻二号、一一巻一号、一二巻二号）は、記念碑的なものである。と同時に、二〇世紀法史研究においても、ドイツの学会のリーダーとして活躍されている。とりわけ経済法の分野での研究は多く、第二次大戦後の法史にも研究の幅を広げている。わが国では、第二次大戦後の法史について法史学者が研究するということはほとんど見られないが、この点でも刺激的ではないかと思われる。

（おがわ・こうぞう 本学教授）